

# 自転車安全利用促進特別委員会記録

1 日 時 令和2年10月5日（月曜日）

開 会 午後 1時08分

閉 会 午後 2時43分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 鋪 田 博 紀

副委員長 松 井 桂 将

委 員 松 井 邦 人

// 金 谷 幸 則

// 東 篤

// 小 西 直 樹

// 橋 本 雅 雄

// 横 野 昭

// 高 田 重 信

// 村 上 和 久

4 欠席委員 1人

委 員 高 田 真 里

## 5 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議会事務局長	浦野 弘司
議会事務局次長	福原 武
議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主事	北山 栞

## 6 会議の概要

委員長 ただいまから自転車安全利用促進特別委員会  
を開会いたします。  
高田 真里委員から、都合により欠席するとの  
連絡がありましたので、御報告いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に、東委員、小  
西委員を指名いたします。  
本日の協議事項は、富山市自転車安全・安心  
利用促進条例（案）についてであります。  
前回の本委員会において、条文の正・副委員  
長修正案について説明を行った後、意見交換  
を行いました。  
その中で、修正案のうち、第1条と第3条に  
ついて、各会派にて一度持ち帰って検討いた  
だくこととなっております。その検討結果  
をお聞かせいただく前に、事務局にて調査を  
行った事項について発言を求められておりま  
すので、これを許可いたします。

議事調査課長代理 それでは、前回の委員会で、事務局で確認す  
ることとなっております事項につきまして  
報告いたします。

まず、資料1、富山市自転車安全利用促進条例（案）第2条第10項（定義）自転車貸付業者についてであります。

こちらは、前回の本委員会において、自転車貸付業者に無償貸付を行う者が含まれているが、旅館や観光業等については、厳密には自転車貸付業者に含められないのではとの指摘があり、「等」をつけるかどうか検討すべきという意見がありました。

そこで、まず自転車貸付業者に観光協会や旅館が含まれるかどうかについてです。以前行いました勉強会でも説明がありましたが、お手元に配付してあります、国土交通省の「自転車損害賠償責任保険等への加入促進に関する標準条例 条文解説」の5ページを御覧ください。

こちらの解説7の答えを読み上げさせていただきますが、「自転車貸付事業者に当たるかどうかは、有償・無償に関係なく、反復継続して利用者に自転車を貸し付けているかどうかで判断すべきであり、シェアサイクル事業者はもとより、シェアサイクルを運営する市町村や（有償・無償にかかわらず）継続的にレンタサイクルのサービスを行うホテル等も対象になる」と記載されております。これにより、含まれると判断できるかと思っております。

ます。

第2条第10項については、前回の修正は、より分かりづらいところをなくすことから修正されたものになります。

また、お手元の資料については、保険加入を義務化している他都市の表記について、定義も含め、参考までにまとめたものになっております。

(1)は「自転車貸付業者」と規定しており、「等」はつけていない都市になります。こちらは11件ございまして、上から2番目なのですが、簡単に「自転車の貸付けを業とする者」というものもあれば、上から5番目、山梨県は「自転車を有償又は無償で、継続的に又は反復して貸し付ける事業を行う者をいう」と、富山市の案に近いものもございまして、それぞれ違うというような形かと思っております。

(2)は「自転車貸付業者等」ということで「等」を入れている都市については、現在は1件、金沢市に例があるものとなっております。

(3)はそれ以外の事例ということで、アからエまで7件ございまして。

定義の表記については、これらを参考にこの委員会で協議していただければというふうに

思っております。

続きまして、資料2、富山市自転車安全利用促進条例（案）第4条（市の役割）についてを御覧ください。

まず、「役割」と「責務」の違いについてですが、文書法務課に確認しましたところ、市として使い分けの基準というものはなく、言葉の意味として、「役割」とは役をそれぞれに割り当てること、「責務」とは責任と義務の意味、また責任として果たすべき務めということで、役割と責務は、言葉の持つ意味としては異なると考えられるため、今回の場合においては、内容によって検討する必要があると考えられるという御意見をいただいております。

なお、富山市の他の例規において、見出しは「責務」としていることが多いのですが、「役割」としているものも中にはございまして、富山市空家等の適切な管理及び活用に関する条例については、市と所有者等については「責務」としており、地域の自治組織その他の団体と市民等については「役割」を使用するというように使い分けをしております。

なお、参考までに他都市の条例についても確認してみました。

他都市の条例ではほとんどが「責務」を使用

しておりますが、都道府県で制定されたものについては、「役割」と「責務」を使い分けているという傾向が見られます。

ただ、中核市の中でも、金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例では、全て「役割」で統一されています。

その使い方について金沢市の担当のほうに確認してみました。以前は、条例を制定する際に義務規定は「責務」ということとされていましたが、近年、スローガンのような条例が増えている中で、ここ五、六年の傾向として、「役割」との使い分けがされてきているという御回答をいただきました。

傾向としては、市民協働で行うものについては、お互いの立場が等しいということで、市も市民等も「役割」とすることが多いそうです。ただ、届出や審査なども発生する場合は「責務」を使うこともあるとのことでした。

その上で、金沢市の条例については、保険加入は義務化ということではあるのですが、スローガン条例に近いものであり、罰則等はなく、市民と協働で自転車の安全な利用促進をうたっているということから「役割」としての御回答をいただきました。

また、前回の委員会の中で、「責務」と「役割」を使い分けている例として大阪府が出て

きましたので、そちらのほうにも確認させていただいたところ、「役割」と「責務」の使い分けについては明確な基準はないということではありましたが、「責務」という言葉に強いメッセージ性があると感じられることも、使い分けしている要因の1つではないかと考えていますとのことでした。

大阪府の場合、条例協議の出発点では、全てが「役割」という形で検討されていたそうですが、協議を進めていく中で、自転車事故の約8割が自転車利用者側に非がある、責任があるということ、より強く訴えていかなければならないということから、自転車利用者を「責務」とし、その他は「役割」としたと。また、条例を制定し、進める立場である大阪府も「責務」としたということでした。

金沢市も大阪府もそれぞれの自治体の考え方ということで、参考にさせていただければというふうに思います。

続いて、裏面を御覧ください。他の法令との検証についてです。

上から2番目の枠囲み、市の条例（案）の第4条第1項の最後は「これを実施するものとする」ということで義務規定としております。それに対して、一番下の枠囲みになりますが、国の法律の中で、自転車の安全利用の促進及



び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の第3条、国及び地方公共団体の責務では、締めが「有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない」ということで、義務ではあるものの、表現の仕方としては「必要な配慮」となっていることに対して、村上委員から指摘がありましたので、調査をさせていただきました。

この法律については、施行時に総務庁から通達が出ており、その中から今回の該当箇所一番上の枠囲みになりますが一を抜粋しますと、法第3条国及び地方公共団体の責務について、2段落目から読ませていただきますが、「各都道府県は、管下の市町村又は市町村長が行う自転車等駐車場の設置、放置自転車等の保管、売却及び処分等、総合計画の策定、自転車等駐車対策協議会の設置等について適切に協力するよう努めることにより、自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならないこと」とあります。ですので、法律の意図としては、都道府県が、市町村が実施する施策に対して協力することにより、施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならないというふうなことで、このような表記になっているも

のと考えられます。

今回、富山市の自転車条例につきましては、実施主体は市でありますので、「実施するものとする」という文言については、特に問題はないのではないかとこのように考えられます。

委員長

それでは、ただいまの説明について質問等は一分けたほうがいいですか。

まず、自転車貸付業者の定義づけについてですが、このような形で調査していただきました。これについては、現行の修正案のままでよいかなというふうに思うのですが、御意見はございますでしょうか。

橋本委員に御質問いただいたのですが、どうでしょうか。

橋本委員

これで大丈夫です。理解しました。

委員長

では、この件については、こういう形で表現をさせていただきたいと思います。

次に、村上委員から御指摘がありました、全体としての役割と責務の区分けについて、皆さんから御意見をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

繰り返しになりますが、市の例規の体系とし

ではほとんどが「責務」という表記をしておりますが、直近で議員提案でつくった空き家に関する条例については、それぞれ使い分けられているということでありました。

現在の修正案では、昨年度の厚生委員会案をそのまま採用して「役割」というふうにしておりますが、この件も含めて御意見はございますか。役割と責務の使い分けについて、自民党さんはどうですか。

高田 重信委員 正直に言って、責務と役割、どちらの言葉を使うのかということは最初いろいろ迷ったのですが、前回も言わせてもらったように、他都市の例を見た中で、金沢市さんの条例での「役割」の使い方のほうが柔らかいイメージかなということもあったりしたので、役割で統一したらどうかということでした。

その当時もいろいろな意見があったかと思っ  
ているのですが、役割で統一したらいいの  
ではないかということで、役割という言葉を使  
わせていただきましたけれども、今ほどの説  
明の中で、役割と責務のニュアンスが多少違  
ってくるのかなという思いがありますので、  
これについては、一つ一つの条項で変えても  
いいのかなと、役割を責務に変えてもいいと  
ころもあるのかなと思っています。

村上委員

市と自転車利用者については一修正案では「自転車利用者」がなくなっていて、これは後でまた申し上げますが一自転車利用者の責務は当然書かれるべきだというふうに思っております。

市は当然責務で、それから自転車利用者については、損害賠償保険の加入義務化ということになりますから、当然責務であろうというふうに思っています。

昨年度の厚生委員会での議論のときから、この2点については、役割ではおかしいということをおし上げてきました。ようやくこのような解釈をしていただくということで、ちょっと遅いかなとは思いますが、これはぜひとも変えるべきだと、役割と責務をしっかりと使い分けるべきだというふうに思っています。それから、金沢市の場合は、御覧のとおり協働という理念があります。富山市の条例はスローガンのような条例でもないし、協働ということで条例をつくっているわけではありませんので、ここはしっかりと、責務は責務、それから役割は役割ということで、それぞれの重さというものは表現したほうがいいと。見出しは条文のとおり表現をしたほうがいいというふうに思いますので、私はそういう意見をこの間から申し上げているところです。

高田 重信委員　今の村上委員の発言であったとおり、皆さんが、私はそれでいいということであれば、変更しても構わないという思いです。

委員長　それでは、基本的には責務という形にさせていただいた上で、例えばそれぞれの個々の条文の中で、どのように義務が規定されているのかということを見ながら、使い分けが必要であれば使い分けをするということになるかと思えます。

具体的に言いますと、今ここで村上委員から指摘があったとおり、自転車利用者の役割については抜きましたけれども、ほかには市の役割、それから修正案では市民等の役割、事業者の役割というふうになっております。

事業者について規定した部分についてですけれども、条例案の3ページお手元にございますか―第3章の自転車損害賠償責任保険等への加入等というところであります。

第11条第3項に事業者の義務規定が書かれています。「事業者はその事業活動において自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない」という義務規定になっておりますので、その意味では、基本的にこの修正案の中で表現しているものは全部責務というこ

とになってくるのかなというふうに思います。  
そういうことでよろしいでしょうか。

それから、先ほど村上委員が言われた「自転車利用者」を削除したところについては、この後、議論させていただきたいと思います。  
ほかに、事務局からの説明について、御質問等はございますか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようでしたら、確認ですけれども、自転車の貸付業者の規定については、この修正案のとおりで進めていきたいと思います。

それから、役割と責務の違いについては、今ほど申しましたが、現行の修正案の中では基本的に全てが責務ということになってくるというふうに考えられますが、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、ほかには御質問がないようですので、この程度にとどめます。

今ほどの内容も参考にしながら、今度は第1条と第3条、そして第2章以降について協議を進めさせていただきます。

まず、第1条の検討結果についてお伺いしたいと思います。

これについては、自民党会派さんのほうから「保護」ではなくて「救済」とするべきだということがまず1点ございました。それから、村上委員のほうから、「安心」という言葉の置き方として、最終的に市民の交通安全に資するものとなる条例として目的に規定したほうがいいのではないかという御発言だったかというふうに思っているのですが、どうでしょうか。

村上委員

まず、被害者の保護という言葉はおかしいということは、私が申し上げたとおりです。救済についても私が申し上げたのだと思いますが……。

それから、2行目の市、市民等及び事業者の「役割」は「責務」ということですね。

最後のほうに、自転車の安全な利用を促進することを目的とするということですが、市民の役割を後ほど記するのはいかななものかと思ひまして一交通安全、自転車の安全な利用を促進することによって、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与すると。そこに市民があれば、市民の役割というものが流れとして出てくると思うのですね。目的

があって、理念があって、その理念にのっとって市民の役割が記されると。そのことによって、目的である安全で安心して暮らせる地域社会の実現ということまで規定しないと、せっかく我々が、もし条例を制定するのであれば一交通違反を取り締まる条例ではないのですから、我々はあくまでも市民の安全や安心に寄与するということを目的とするのが正しいのではないかと思いますので、もう一階層といえますか、それが必要ではないかなというふうに思います。

委員長

ちょっと今の発言を控えられなかったのですが、例えばの話ですけれども、第1条の最後のところは、「自転車の安全な利用を促進し、もって市民等の」というふうな形をつなげていくということで……。

村上委員

富山市安全で安心なまちづくり推進条例を私は読んだのです。他都市でもそういうようなものは多いです。

「安心」という言葉にこだわらなくても、いずれにしても市民が安全な地域社会をつくることに寄与するというようなことが書かれていることが多いですし、それが正しいと、我々が求めているものだというふうに思うので



す。

今、条文がどうこうと言っていますが、毎度申し上げているとおり、我々は何をつくりたいのかと。交通安全の条例をつくりたいのか、それによって市民が安心して暮らせるような、安全な地域社会をつくりたいのか。皆さんはどこまで思っておられて、厚生委員会はどこまで考えていたのかと。それがはっきりしないので、この文言だけをどうするのかということになっていると思うのですね。

そのあたり、皆さんはどのようにお考えなのか、あるいは昨年度の厚生委員会ではどういうふうに考えてきたのか一委員長のお考えでもいいですから。

片仮名を使いたくないのですが、そういうコンセプトがないので、概要といたしますか、目的、理念、それらを総合的に考えないと。「安心」が入っているから駄目だとかいいとかという話ではないと思います。

委員長

今、委員長にお尋ねになったのでお答えしておきますけれども、私も別に「安心」という言葉にこだわっているわけではありません。この間の委員会での基本理念の協議の際に申し上げましたけれども、この条例ができたことでどんな社会が実現するのかという理念に

についてはお話ししたかと思えます。

目的についても、これは後ほど出てきますが、最終的には走行空間の中で、歩行者であったり、自転車利用者、自動車等の運転者など、それぞれが相互に影響し作用し合って交通安全というものは守られます。この条例では自転車をクローズアップしていますけれども、最終的にはそういうところを目的としているので、そのことは昨年度の厚生委員会的时候から一貫して、それほど大きく変化しているというふうには認識はしていません。

村上委員

私と委員長は意見が一致していると思うのですね。今、副委員長もうなずかれたからそうだと思いますので、次回までに、今言ったような階層、一段広げたところまで、きれいな第1条をつくってきていただければというふうに思います。

高田 重信委員

ちょっと確認ですが、第1条の最後のほうで、現状の「自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の救済を図るなど自転車の安全な利用を促進」という言葉ではなくなるということですか。そうではなくて、「安全な利用を」の後に文言をいろいろと追加していく形ですか。

村上委員 例えば、富山市安全で安心なまちづくり条例では、犯罪の防止のための活動及び犯罪の防止に配慮した環境の整備に取り組むと。これは、この条例案でいうと、交通安全に取り組み、もって一これが要るのかどうか分かりませんが一市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とすると。これを目的とすることが正しいのではないかと申し上げているのです。

高田 重信委員 ここに一言また入るのですか。

村上委員 もう一階層広げるというか、下げると言えはいいのか……。

委員長 目的のことについては、例えば仙台市の条例ですとか、富山市安全で安心なまちづくり条例の中にそういう規定がありますので、それを参考にしながら、副委員長とも相談させていただき、具体的に条文として提示させていただいてよろしいですか。

村上委員 もう1点、今の例で言えば、例えば金沢市は「もって安全で良好な生活環境の確保に資することを目的とする」と。安心は入っていませんが一さっき言ったように安心にこだわる

つもりはないのですが—そこを加えてほしいということ。

もう1つは、役割にしろ責務にしろ、自転車利用者ですね。1行目、市、市民及び事業者の役割あるいは責務一何でもいいですが、自転車利用者の責務というのは非常に大きいというふうに思います。後ほど責務のところでも触れますけれども、それが変われば、ここにも自転車利用者が入るべきだというふうに思います。これは後ほどまたお話ししたいというふうに思います。

委員長

では、第1条についてはそういう形で、委員長と副委員長で相談し、改めてもう1回加筆させていただきたいと思います。

第1条についてほかに御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようでしたら、第3条について御意見を伺いたいと思います。

第3条については、前回の委員会で、村上委員のほうから重大な事故という書きぶりがどうかというような御指摘もあったかというふうに思いますが、それらを踏まえて、修正案の第3条についてどのような意見をお持ちか、

お伺いしたいと思います。

村上委員にちょっと確認させていただきたいのですが、基本理念の第1項の「自転車の安全な利用促進は、自転車は高い利便性を有し、環境負荷の低減及び市民の健康の増進にも資する一方で」の「一方」以降、「重大な事故」云々を抜いて、例えば健康増進に資する移動手段であるとの認識というふうな表現で、この重大な事故というところを削除したらいいのではないかという御意見ですか。

村上委員

1行目と2行目、これは非常に大事なところなのですね。これがまさに理念の中の1つなのです。

「一方で」を入れると、意味が逆転してしまうのです。自転車の安全な利用の促進は、自転車は高い利便性を有し、環境負荷の低減及び市民の健康の増進に役立つと。健康にもいいし、環境負荷も低いし、利便性が高いということで、そこで文章を切らなければ駄目です。

つまり、自転車を利用しやすいようにしてくださいということが理念にないと駄目なのです。

一方、それぞれ別の項で、けれども安全に走ってください、保険に入ってください、ルー

ルを守って、ヘルメットをかぶってください  
ということ言えば言うほど、利便性、簡便  
性がどんどん損なわれていくと。そうではな  
くて、そのバランスを上手に取りましょうと  
いうことで、多くの自治体でつくられている、  
あるいは法律もそういう趣旨があるわけです。  
この書き方だと、重大な事故を起こすから、  
取り締まりあるいは制限をしますよというこ  
とに取られかねないので、別にしたほうがい  
いという意味で申し上げます。

この理念はものすごく大事です。目的があっ  
て、理念があって、それにのっとってそれぞ  
れ以下の条文ができてくるわけですから、理  
念はものすごく大事です。

第2項では、「共用するという精神のもと」  
行くと、精神論になっているわけですね。ち  
よっとこれはいかなものかとの間も申し  
上げたところであります。

それから第3項で、自転車利用者あるいは自  
動車等の運転者が抜けています。最も主体と  
なる者は自転車利用者、あるいは自動車等の  
運転者です。自転車条例だから自動車等の運  
転者のことは書かなくてもいいのではないか  
という話が昨年度の厚生委員会でありました  
が、歩行者は自転車との関係で被害者になる  
可能性があるわけですね。一方、自転車は自

動車との関係で被害者になる可能性があるわけです。

ですから、道路においては歩行者、自転車、自動車の3者が、相互に相手の立場を考えながら道路をシェアしなければならないということがこの条例に盛り込まれていないといけませんと思います。市、市民等、学校、事業者も大事なのですが、自転車利用者、自動車等の運転者というものが理念の中のどこかで入っていないと面白くないなというふうに思っています。

3つ言ってしまいました。

委員長           ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           村上委員から指摘があった「精神」という言葉は、もともと厚生委員会案にもあったかと思うのですが、いわゆる精神論というよりも、気持ちというか、それはまさしく理念だと思うのですが、表現として、よりふさわしいものがもしあれば……。

村上委員には分かっていただけだと思うのですが、横文字を使えばハートといいますか、心、気遣い、そういったことを含めて精神と

書かれたものだというふうに理解しているので、もし適切な表現があれば御意見をいただければと思います。

村上委員

私は、いろいろなところの条例を見ているわけですが、この案に一番近いのは金沢市です。金沢市のものをそのまま書けばいいのと思うくらいなのですが、それをちょっとひねると、さっき言ったように意味が違ってくる、あるいは自転車利用者、自動車等の運転者というのを抜いてしまうと趣旨が変わってきてしまいます。他の都市を参考にする場合は、なぜそう書かれているのかということをお理解いただいた上で、抜いたり、引っかけたり、外したりしないと意味が全然違ってきますから、その辺のことを考えながらなぜこのような第3条になったのか、説明はありましたか。これはゼロから考えたのですか。

委員長

ゼロベースです。全くでもないですが、厚生委員会案から変わっているかと思います。

村上委員

だとすれば、私の指摘にそうだと思っていただけるのであれば、それを参考につくり直すと。

第2項と第3項が似ているのかな。ロードシ



エアについては、私の言った自転車利用者と歩行者と自動車等の運転者が書いてあるのです。安全利用の促進については、第1条を踏襲しているのですか。市、市民等、学校、事業者になっているのは、そういう趣旨で書かれたのですか。

委員長

お答えしますと、当然第1条と連動して書いてあります。実は、第2項と第3項の内容は非常に似ているということは間違いないのですが、これまでの議論を踏まえた上で一おっしゃるとおり、例えばヘルメットの着用努力義務規定がありますけれども、車に接触されたときに転倒し、そのときの頭部の被害軽減ということになると、当然車との関係が出てきます。仮に事故にならなかったとしても、走行空間が共有されている以上は相互に影響していくものだとすることを踏まえた上で、第2項に持ってきたというところでは、強調するためにこの部分を抜き出したというふうに捉えていただければと思います。

つまり、第2項のほうは道路空間や走行空間をシェアする、空間のイメージですね。第3項は、具体的にそれぞれが取り組む施策とか、それに対して協力したりすることについて書かせていただいたと。書きぶりとしてはそう

いう形になっています。

村上委員

つくり直すヒントといいいますか、希望を申し上げれば、第1項の自転車の利便性やいいところ、これは独立するということ。それから、自転車はまさに車両の一種であるから気をつけましょうというのが1つ。

だから、第1項を2つに分けて、第3項には自転車利用者、自動車等の運転者を入れると。第2項は道路の共用で、非常に特化したものです。理念の中でこれだけが非常に細かいといいいますか、ほかの項とは違う大きさではないかなと思いますので、ここに書く必要がないのか、あるいは書いたとしても、第3項とかぶるのかなという気がしますので、考えてみられたらどうかと。

後ほど言いますように、市民等の中に自転車利用者を入れてしまうことから、こういう問題も出てきているのかなという気がします。また考えてみてください。

横野委員

理念等の話ですが、結果的には最初に案をもらったときに一村上委員が言うように、第2項と第3項が1つになっていたものを2つに分けたような考え方だと。物の見方からすれば、確かに以前の第2項のままでいいような

気がしてきたのですよね。それを考えると、そのあたりで、条文をうまく合わせればいいだけだと思います。

あと、やっぱり原則としては、自転車利用者に対する啓蒙と、全ての人に自転車を安全に使っていただきたいという趣旨なので、そのことだけで一事故の処理のことまで入れるということは、少し違うのではないかと思います。理念の中に事故処理まで入れないといけなと言われると、そのあたりは何か違うような気がするのですけれども……。

理念と言われると、村上委員が言ったように、第1項は「増進にも資する」でいいので、事故のことについて別項目で設けるべきなのか、そろえる必要があるのかないのか、その辺は判断に苦しむところだと私は思います。

前回の委員会で頂いた、自転車条例の当初案の第2項「自転車の安全な利用の促進は、市、自転車利用者、市民等、保護者、学校、事業者及び自動車等の運転者の相互の理解と連携のもとに、協働して行わなければならない」の文章でいいような気がするのです。あまり直すよりも、という気がするのですが。

委員長

ほかに御意見はありますか。

〔発言する者なし〕

委員長

そうしましたら、今いただいた御意見を参考に、第3条についてはもう少し整理をさせていただきたいと思います。

事故に関して1つ言うと、ヘルメット着用ですとか保険加入ということがあって、こういう文言になっているのですが、一方で、第1条についても、事故の防止とか被害者の救済ということが書いてあります。

理念と目的は本来別のものなのですが、基本理念は重大な事故を起こすものであるという強い書きぶりにせずに、事故を起こす可能性のある車両なのだということについてだけ記載しておくのか、まるっきり抜いて、第1条にも交通安全が入っていますので、そこに委ねてしまうのか。

書き方というか位置一目的との関連性もどうしても出てきますので、私自身もまだ整理できていませんが、少し案を整理したいと思います。

松井 邦人委員

基本的に、理念のところに目的と同じような「救済」という言葉はもちろん入れる必要がなくて、あくまでもその理念に対してどういうふうな目的とするかということが大事なの

でしょうから、事故を起こすおそれがあるということはやはり理念に掲げるべきだと個人的には思います。

もちろん自転車としての利点がある、けれどもこういうおそれもある、だからこういう目的として救済をする必要があるということが順序立てて書いてある話であって、そういう理念があるからこういう目的をつくるのだということが大事なのだろうと思っているので、それは必要なのではないかと思います。考慮するときは、そういうことを判断した上で修正していただきたいと思います。

村上委員

みんな同じことを言っているので、問題は重大な事故という表現をやめたらどうかということだと思うのです。私はそう思います。

ですから、ほかのところだと、松井 邦人委員が言うとおり、交通事故防止、それから事故に係る被害の軽減というのは当然書かれるべきなのは間違いないと。ただ、1つの項ではなくて、それを分けてくださいと私は言っているのです。そういうことで、ちょっと考えてみてください。

委員長

第3条についてほかに御意見はございますか。

〔発言する者なし〕

委員長           では、先ほど申しましたとおり、第1条、第3条について、もう少し整理をさせていただきたいというふうに思っています。  
それでは次に、第2章の内容について議論をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

村上委員           そうではなくて、第1章の中から自転車利用者の責務というものがなくなって、市民等の役割の中に入っているのです。自転車条例ですから、当然自転車利用者の責務というものを市民等とは別に書くべきだというふうに思います。他都市の例を見ても必ず書いてあります。

「あれ、書いていない」と思った条例が1つあって、相模原市の条例には確かになかったのですが、そうではなくて、別の項で「市民等のうち自転車利用者は」とあって、逆に改めて自転車利用者のことが書いてあると。  
つまり、全てのところで自転車利用者の責務あるいは役割ということが書いてありますので、これはぜひとも入れるべきだというふうに思います。

委員長           ほかに御意見はありますか。

〔発言する者なし〕

委員長 今の自転車利用者の役割の件について、何か御意見はございますか。正副委員長修正案としては、市民等の中に含めて括弧の中で、自転車を利用する者とはというふうに書き換えたのですけれども、市民等と自転車利用者は明確に分けたほうがよろしいですか。

橋本委員 認識不足ならばごめんなさい。市民等の役割の中では、市民等の中で自転車の利用に当たってはという解釈なのだろうと思うのです。要するに、例えば県外、市外の方は入っていないと。

委員長 市民等の規定を見ていただきたいのですが、市内に居住する者及び市内に通勤または通学する者と。ですから、市外から通勤とか通学で来る人も「市民等」の中に入り、富山市へ自転車に乗って来る人たちは対象になるということです。

橋本委員 そうすると、ホテル等で自転車を借りる観光客等は対象外ですか。

委員長 そうですね。

橋本委員           そうすると、やっぱり自転車利用者の役割というのは別に必要なのかなという思いがあります。

村上委員           橋本委員がおっしゃったことがまさにそのとおりで、旅行者、一時利用者と言うのか、一時立ち寄り者をどうするかと。自転車利用者には入るわけです。

ですから、自転車利用者の責務として、法令遵守ということが書かれるべきです。市の施策を理解しなさいとか、交通安全教育に協力しなさいなどということは旅行者は関係ないわけです。しかし、自転車利用者は、自転車の利用に当たっては交通法規を守りなさいということになります。ほかのところの条例を見ると、その辺の書きぶりは確かにそうなっています。

ですから、市民等は富山市の交通安全の施策についていろいろ協力しなさいということが役割ですが、自転車利用者はそうではなくて、実際に走るときの気をつけ方を書くということになっています。

その辺を一番気をつけて書いたのが相模原市で、「市民等のうち自転車を利用する者」という書きぶりになっているのです。その辺を御理解いただいてつくり直してほしいと……。



委員長                   そこを踏まえて、逆に自転車利用者などは一今のこの条例の柱、骨格部分になっていくところについて言うと、例えば中学生以下の者のヘルメット着用の努力義務化ですとか、保険の加入義務化については、要は今で言うところの一時立ち寄り者という方は含まれてこない。その辺を少し整理したときに、こういった書きぶりのほうがいいのではないかとということで整理しました。

村上委員               そうしましたら、この第5条には一時立ち寄り者は入らないのですか。

委員長                   この規定の中ではそうですね。

村上委員               そうすると、橋本委員が言うように、一時立ち寄り者、要は自転車利用者の責務がどこにも書かれないことになってしまうのではないのですか。

橋本委員               今のところ、一時立ち寄り者はヘルメット着用だとか保険加入の義務化といったものの対象外になるということはいいとしても、自転車関係法令を遵守する、しっかり守ってもらわなければならないということは当たり前なので、やはり自転車利用者は別なのかなと思

っています。

委員長

これまでもいろいろ議論があったとおり、上位法との関係で、もともと義務規定などがある部分との関連性もあるので、そこを含めて市の条例で規定するのかどうかということもあるかと思います。

事務局としても、私の解釈で合っているのですよね。

松井 邦人委員

私は、この前委員長がシェアサイクルの説明をしていたときに、一時利用者というのは、あくまで自転車貸付業者で担保しているのかなという認識でいました。それで、自転車利用者の役割というものはかぶるのかなということで排除したのだらうと思っていたのです。今、橋本委員などが言われる一時利用者というのは、あくまでも一自転車貸付業者の定義は、「市内で自転車を有償又は無償で、反復継続して貸付ける事業を行う者をいう」と。この人たちから、自転車を借りる者に対して自転車の安全な利用の方法の啓発に努める、そこで担保しているのかなと思っていたのですが、そういう認識ではなかったのか、委員長の見解を聞かせてください。

委員長 事業者から買ったり借りたりする、ここで言う借りる人ですね。例えば、旅行者がホテルで借りたりすると、そういった方々については、その方々自身の義務というのは、基本的にこの条例の中でうたっていないと。当然、自転車に乗る以上は道路交通法も遵守しなければいけませんけれども、そういった意味において規定から外したというか、そういう形です。

橋本委員 そう言ってしまったら、自転車を利用するに当たって、当然、みんな法令を遵守するのは当たり前であって、条例そのものの意味を失ってくるような気がしてしまうのです。

委員長 お答えすると、まず、もともと法令にあるヘルメット着用の努力義務規定については、この条例案で中学生まで上乘せしていると。それから、保険の加入義務化も、今、富山県の条例で努力義務規定になっているものに上乘せをしていくと。  
それに伴って、交通安全教育等を行っていくということが、この条例の柱になっているというふうに思っています。  
上乘せ条例をつくらうがつくるまいが、基本的な法令の遵守などは当然課せられているだ

ろうとは思っていますから、それを言うと条例が成り立たないということはないのではないかなというふうに思うのですけれども。

村上委員　この第5条の市民等の役割の中では、一時立ち寄り者だとか一要件は富山市の住民ではない、あるいは通勤も通学もしない、サイクリングに参加している人は入らないという解釈でいいのですか。

委員長　そういう解釈になると……。

村上委員　自転車利用者になっていると。

委員長　私の解釈が間違っているのですか。

村上委員　これをそのまま見たらそうなりませんか。

事務局長　一時立ち寄り者のことまで想定していたということはないのですが、ただ、富山市民でない人まで本当に条例で縛っていいのかということは、ちょっとどうなのかなという思いがあります。

この条例では、中学生以下の者にヘルメットをかぶらせることの努力義務規定があります。新しいほうの第10条第2項は「保護者は」

という書きぶりなので、立ち寄り者がたまたま中学生だったとして、その子にヘルメットをかぶらせなさいということが、例えば旅館の人はそこまで言えるのか。一時立ち寄り者で中学生以下の者に、ヘルメットをかぶりなさいということを経営で規定するということは、専門家に聞いてみないと分からないところがあるということです。

横野委員

自転車貸付業者による啓発のところでは自転車利用者に対して啓発するわけですから、市民等の役割のところには、自転車を利用する者の役割をあえて書く必要があるのかないのかという議論ですが、私は必要ないと思います。委員長の提案で行けるとおもいます。

よそから来た人が自転車を借りる、あるいはホテルの自転車を借りるということについては、第9条の自転車貸付業者による啓発というところで生きてくるのではないですか。それ以上に何かを言わなければならないことというのはあるのかなと。

橋本委員

貸付業者などの事業者に対して、条例を遵守することを求めていくとなっていますよね。その事業者が子どもたちに自転車を貸す場合は、ヘルメットを用意するのは当たり前では

ないかなと思って、そういったことをしていないことには一富山市全体でやっていこうよということになっているのに、他県から来たらその人は別にフリーでいいと、本当にそんなことでいいのかなと……。

物は違うかもしれないけれども、たばこの路上喫煙防止条例みたいなものだったら、他県からの人だろうが当然みんな対象になります。そういうように、対象にしてもいいのではないかなと私は思ったりします。

村上委員

一時立ち寄り者と言うから旅行者の話になったのですけれども、他市のサイクリストが富山市に入ってきたら自転車利用者になるわけでしょう。目的の中に自転車の利用に係る交通事故の防止があったら、どこから来ようと、市民等でなくても、理念に書かれていることぐらいは、責務として課しても別に何の問題もないような気がします……。

さっきから言っているヘルメットとか保険というようなことではなくて、今ここで言っているのは理念のことなので、別にそんな難しいことを言わなくてもいいのではないかと。自転車利用者というものを書けば問題ないような気がするけれども、わざわざ自転車利用者を書かないで市民等に入れるというような

ことをなせしたいのか、私には分からないです。素直に考えれば、自転車利用者の責務と書いていいと思うのですけれども。

委員長

その点については、別にひねくれてどうこうと、何か狙いがあるというよりも、先ほど言われた対象となるそれぞれの事項、保険とかヘルメットなどのことをにらんだときに、よりシンプルに、そこを来さない形で規定を抜いたところでは。

例えば今言われるように、スローガンの的にも呼びかけていかなければいけないといったことを考えたときに、最終的にはリーガルチェックを受けた形にはなると思いますが、そういった御意見もお二方からもいただきましたので、自転車利用者の役割については規定する方向で、もう一度検討させてください。スローガンのな条項になりますけれども、入れる方向で検討させてください。

ほかにはございますか。

村上委員

第5条、第6条などは、「基本理念についての理解を深め」となっています。冒頭にも申し上げたかと思いますが、普通は目的があって、理念があり、理念にのっとって以降の責務が発生してくる、そういう流れのほうがいい

いと思いますので、「市民等は基本理念についての理解を深め」という表現は、市民等に限定せず、「基本理念にのっとり」とすると。何で第4条が「のっとり」で、第5条、第6条は「基本理念についての理解を深め」になっているのかなと。何か意図があるのですか。意図がないのであれば、理念にのっとりってこうすることが役割ですよということで、素直につながる問題かなと。だから、逆にそういうつながりがあるような理念にしなければいけないというふうに思います。

委員長           ここについては、厚生委員会案をそのまま引いてきた形で表記してありますので、またそれは検討させていただきたいと思います。

村上委員           検討してください。  
それから、戻って、第1章で言えば、第2条第11号、自転車賠償損害責任保険です。  
「その自転車の利用に係る」とありますが、「その自転車」とは何のことですか。「その」は要るのですか。

委員長           対象となる自転車ということなのですからけれども。



村上委員 要るのですか。ほかの部分を見ても「その」などとは書いていないのです。「自転車の利用に係る交通事故により」とありますが、これも厚生委員会案にあったのですか。

委員長 これについては、もともと厚生委員会案では別の章の中に入れていたものを前に出してきました。つまり、保険の加入義務規定が大きな柱の1つだったので、その中で用語の解説としてあったものをこちらへ持ってきたと。以前の勉強会で、保険加入は大きな柱になっているので、その中に用語解説を落とし込むのではなくて、あらかじめ第2条で規定したほうが好ましいのではないかという指摘があったので、そのようにしたということですが、書きぶりとして確かに分かりづらいです。

村上委員 ですから、「その」は要るのですか。何か意味があるのかなと。

委員長 対象となる自転車という意味なのですが、これについて事務局とも相談して、もう少し分かりやすい書きぶりにします。

村上委員 完全に要らないですよ。要るのですか。

委員長 表現を含めて、ちょっと調べさせてください。

村上委員 用語の解説はいいけれども、「その」とは…  
…。

委員長 条文そのものは標準条例にあったものをそのまま引っ張ってきていますので、整合性についてもう一回確認をさせていただきたいと思います。  
ほかにはありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 それでは、第2章の御意見を伺いたいと思います。どなたからでも結構ですので、お願いいたします。

村上委員 第7条第1項の「市は」ですけれども、ここにあってもいいのでしょうか、市の責務でこういうことを言ってもいいのかなと。第7条の交通安全教育のところに持ってきたほうが収まりがいいのではないですか。

委員長 収まりがいいと判断してここに持ってきたのですけれども。

村上委員

戻るようで申し訳ないのですけれども、第4条第2項、「市は、前項の施策の策定にあたっては、市民等、学校、事業者及び関係団体の意見を反映させるよう努めるものとする」とあって、第7条第1項「自転車の安全な利用に関する教育を推進するものとする」とありますが、これは第4条にあったほうが良いような気がするのです。

条項が戻って申し訳ないのだけれども、わざわざ「意見を反映するよう努めるものとする」と。いかにも協働、意見を聞くのだということですが、これは要るのですか。何でこうなっているのでしょうか。

委員長

これは、元の厚生委員会案で「一体となった活動」とは具体的にどういうことなのかという話になったので、協働と言われましたけれども、そういったことを念頭に書き換えた。「一体となって」とは具体的にどういうことなのかということで、もう少し具体的に言うとなると、市は施策を策定し、実施しますが、それに当たっては広く関係者の意見を聞くほうがより具体的なかなと。  
ほかにありますか。

村上委員

今の件も考えてみませんか。これだけが、連

携の中の意見を聞くということだけがちょっと細かいような気がするのです。

これを書くのであれば、第7条の教育については第4条に入れたほうがいいのか。ほかの都市の書きぶりのほうが、条、項、号の感じからいくと、どうも自然なような気がするのだけれども……。

広報や啓発の責務として書いてあっても、意見を聞くようにしますというのはほかではあまり書いてないのだけれども、委員長の強い思い入れなのか、厚生委員会案の名残ですか。

委員長

昨年度の厚生委員会では、一体となってというふうに書いてありましたが、この「一体」というのが具体的に何を意味するのか分からないという指摘があったので、先ほども答えたように、もう少し具体的に、かみ砕いて書いたというふうに御理解いただければと思います。

あるいは、第2項をまるっきり抜いてしまうというのも1つなのかなと思いますけれども。

村上委員

施策の策定に当たっては、今つくっている自転車利用環境整備計画、このようなものは当然こうなのだけれども、いちいち細かい施策について、努力義務とはいえ、市民、学校、

事業者及び関係団体の意見を反映させるように、つまり聞けということですよ。ここまで市に言う必要があるのかなという気がします。もう1回考えてみてほしいです。

委員長 ほかにも御意見はありますか。

〔発言する者なし〕

委員長 なければ、今の御指摘も含めて、また修正案としてもう1回出させていただきたいと思えます。

村上委員 この間学校教育課長に来てもらったときは、学校の中から幼稚園を除く必要はありませんというふうにおっしゃっていました。他都市の例を見ても、幼稚園、保育所、認定こども園等の保育施設を全く入れていないところもあるし、逆に入れているところもありますが、うちはなぜ当初から幼児という言葉を使っているのですか。

交通安全教育指針には、幼児に対する教育も当然含まれていますし、しかも保護者ではなくて、講習会だとか何とかということで、どう見てもそういう保育施設を対象にしているのだろうということが読み取れるのですが、

うちはなぜ保護者ではなくて、保育施設での教育を除いているのか、ちょっとお考えを聞かせていただけますか。

つまり、他都市の例でいくと、私は幼児教育も入れていいのではないかなと。

委員長

委員長案として示していますのでお答えすると、この部分については厚生委員会案と変わっていないと思います。

御指摘のように、教育委員会から意見を聞いたときは、幼稚園を含めてもいいのではないかという答弁もありました。なので、ここについては入れてもいいのかなというふうには私自身は思っています。

いわゆる保育園等を除いたのは、基本的には、そこについては具体には各家庭で責任を持ってやっていただくところなのではないかということで、就学児童と未就学児のところを線を引いたのではなかったかなというふうに記憶しております。

恐らくですが、その過程の中で、保護者の教育についてはもともとの厚生委員会案では義務規定にしていたと思います。今の案では努力義務規定ですが。

ですから、今申し上げたとおり、就学児童から上は学校で、保育所の園児等については、

基本的には保護者、家庭で見えていただくのがいいのではないかという議論だったと記憶しています。

村上委員　そこで、その判断材料として厚生委員会がそうだったということではなくて、今つくっている新しい自転車利用環境整備計画でどういう位置づけになっているのか、そことの整合性を図って、保育所、幼稚園、認定こども園のことが書いてあれば、ここにも入れる必要があるのではないかと思います。その辺を担当課に聞いてみたらいいのかなというふうに思います。

松井 邦人委員　厚生委員会でそういう話もあったと思いますし、実際、小学校3・4年生になって初めて自転車の利用についての教育を行っているのであって、幼稚園等では自転車の乗り方の教育は多分していないのではないのかと。ただ、やはりそういう部分に関しては、保育所と幼稚園との関係はどうするのかということもありました。年齢的に言うと、保育所であろうが幼稚園であろうが、同じかぶる年代がいる中で、学校の長や所管が違うということになると……。やはり保護者の責任が重いのではないかとい

う判断でこういうふうに区分けしているのが正しいのかなと思います。

実際、自転車に初めて乗るのは小学校3年生か4年生からということで、全小学校の3・4年生を対象に自転車の乗り方の教育を富山市としてやっているということは事実としてありますので、そういった部分では線引きはちゃんとできるのではないかなと思います。

委員長           ほかに御意見はありますか。

村上委員        今の話はどうなるのですか。

委員長           それを含めて、今御意見を聞いています。  
特にありませんか。

横野委員        保育園とかそういった言葉を入れることによって、逆に園の長たる人は、自転車の教育をしなければならないというような捉え方になるのですか。

松井 邦人委員が今言ったように、保護者の責任ということをそういうふうに解釈しているのであればそれでもいいと思うのだけれども、あえてそこに幼稚園、保育所、認定こども園を入れると、それぞれの長は自転車についての啓蒙もする必要があるのかなと。交通



安全のことについては、この前来られた参考人は、無理に言う必要はないという回答だったような気がするのです。

だから、保護者と学校の長との違いはそこにあるという理解にしておけばいいのではないですか。この文面どおりでいいと、私はそう思います。

委員長           ほかに御意見はありますか。

〔発言する者なし〕

委員長           ベースとなっている昨年度の厚生委員会での議論に私も参加していましたが、子どもが自転車に乗って自立して動き回るまでの間は、基本的には保護者が寄り添って、交通安全指導等を主体にやっていくべきものだろうというような観点で議論が進んでいったのではないかと思います。

今、松井 邦人委員がおっしゃったように、実際に本市では、小学校3・4年生は授業の中で交通安全教育をしていたり、あるいは、地域によっては小学校1年生から自転車を持ち込む形での自転車の乗り方などの交通安全教室をやっているところもありますけれども、小学校に上がって初めて組織的といいますか、

機関の中でそういったことが実施できるのではというところもあるので、責任の主体をどこに持っていくのかということは、正しいとか間違っているなどということでもないと思います。

どこに重きを置いてこの条例を制定していくのかとなったときに、少なくとも未就学児については、いわゆる保護者の方の責任においてやっていただく、それについて市などがサポートしていくということがいいのではないかと、適切なのではないかとこの考えです。

村上委員

1つだけ誤解のないように言っておきますが、交通安全教育指針では、自転車は運転するだけではないのです。

幼児に対する交通安全教育の中に、自転車に乗車する場合のことが書いてあります。そこには目標として、基本的な交通ルール等を理解させることにより、安全に自転車に乗車することができるようにすると。だから、自分で乗り始めるのが小学校3年生だから要らないということではないのですよ。

自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用し云々、ハンドルに触れるなど運転操作の支障になるような行動を取ったりしないように指導すると。

ですから、これらのことを保育施設ではなくて家庭でやりなさいということならば分かりますけれども、乗るのが小学校3年生以上だから入れないということではないという判断をするために、市の計画ではどのようにしているのか見てくださいますと言っているのです。ですから、計画を見るということをしてもらえばそれでいいと思います。

委員長 御意見として伺っておきます。  
ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

委員長 念のために申し上げておきますが、小学校3・4年生になって初めてそういう教室があるからということでは言っているわけではなくて、おっしゃるように、自転車に乗る前から、親が家庭において責任を持って主体的に取り組んでいくべきものだろうというふうに私は考えております。そこは、意見の相違はないというふうに思っております。

村上委員 毎度申し上げておりますが、高齢者の親族が必要な助言をすると。一般的に、要は万人にヘルメットをかぶってくださいという努力義

務規定はどこにも書いていないですし、高齢者はヘルメットをかぶりなさいという努力義務規定も書いていないと。けれども、助言だけしなさいということにどうしても違和感があるのですが、その点についてはこのまま行くのですか。

かつての厚生委員会案では全員にヘルメット着用の努力義務規定があったので、特に高齢者には助言するということは理屈としてあったのですが、全員に、要は年齢に関係ないヘルメット着用の努力義務規定がなくなったのに、助言だけしなさいというのは、どうもおかしな気がするのですが、その辺はどうお考えでしょうか。誰が答えられてもいいですよ。

委員長

具体的なところを想像してみると、私の両親は70歳ぐらいになっておりますが、自転車に乗るときに「ヘルメットをかぶりなさいよ」と言うよりも、例えば「反射器材をつけよう」と言うことになるのかなと思ったりします。そうすると、そういう意味では、乗車ヘルメットの着用促進等の「等」というのは、具体的にヘルメットだけではなくて、安全に資する器具を積極的に使っていきましようということが、各家庭で高齢者がいらっしやるとし

たら起こり得ることかなと想像はできます。  
その辺、条例として具体的に効果がないもの  
を書くというわけにはいかないのだから……。  
ただ、高齢者がこれから、例えば免許の返納  
などで自転車を使う機会が増えてくるという  
ことも想定したときに、各家庭で近くにいる  
人たちがどのようなことを高齢者の方にして  
あげられるのか、想像してみただけならば  
と思います。

村上委員

委員長の今のお話だと、乗車用ヘルメットを  
着用させるなどというのは書き過ぎではない  
ですか。「反射材をつけましょう」と言うこ  
とと「乗車用ヘルメットを着用してかれ」と  
言うことは、あまりにもハードルが違うよう  
な気がします。

しかも、第2章は交通安全教育及び乗車用ヘル  
メットの着用促進等ですからね。

今、委員長がおっしゃったような反射材の話  
だと、ちょっと違うような気がしますし、プ  
ロテクターをつけようという話はまずないと思  
います。ヘルメットよりもっとハードルは  
高いですね。お年寄りがプロテクターをつ  
けて自転車に乗るなんて、想像がまずできま  
せん。

乗車用ヘルメットの着用等の必要な助言とい

うのは、実効性があまりにもなさ過ぎます。しかも、高齢者本人に対する努力義務規定がどこにもないのに助言だけしなさいということは、酷ではないですか。

こういうことは他都市でありますか。本人に努力義務規定がないのに助言だけするというようなことはどこかにありましたか。あっても、非常にまれではないですか。

横野委員

高齢者だろうが何だろうが、自転車を利用する者は自転車の利用促進ということに基づいて使うのです。高齢者だから自転車の利用促進のことが分からないという、そんな面白い解釈はないです。

私に言わせれば、配慮が必要な高齢者の親族と、「配慮が必要な」という言葉が入っているからそれでいいような気がします。

本来なら、例えば配慮が必要な高齢者だったら必ずヘルメットを着用しなさいと本当は書きたいくらいなのです。

自転車を利用する人の責務として、法令を遵守することが原則でしょう。「利用者は」とうたっているのだから。あえてそのことを言う必要はないと私は思うのですが。

委員長

つまり、高齢者の条項は抜いてもいいのでは

ないかと。

横野委員 極端な話、抜いてもいいと思うのだけれども、ただ、配慮が必要な高齢者という捉え方をどうするのかというだけの問題です。親族は助言しなければならないということをごにうたっているということだけだと私は思っている、それ以上のことを考えてはいないのです。だから、文面的にはこれでいいと私は思うのです。

委員長 ほかに御意見はありますか。

〔発言する者なし〕

委員長 第2章については、前回と同じく一旦持ち帰っていただいて、検討結果を次回お話しただけだと思っておりますので、御意見としてはこれくらいにしておきましょうか。第2章の御意見はほかにございますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようでしたら、次に、第3章の内容について御意見を伺いたいと思います。ここは、国が示す標準条例と富山県の条例と

の整合性を取りながら修正した箇所でありますので、特に御意見がなければ、第3章についてはこのまま進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長

では、そのようにさせていただきたいと思えます。

そうしましたら、今日いただいた御意見を基に、条例案を再修正させていただいて、それをあらかじめ事前配付させていただき、お示しした上で、次回、協議を行いたいと思っています。

以上で、本日の協議事項は全て終了しました。ここで御相談申し上げますが、今ほど申し上げましたように、修正案を事前に配付させていただいた上で、全体の協議をもう1回したいと思えます。

そこで、次回の自転車安全利用促進特別委員会については、10月19日（月曜日）、午後1時10分より開催されます予算決算委員会の後期全体会の終了後に開催したいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



委員長

そうしましたら、改めて事務局のほうから皆様の日程を確認させていただいた上で、調整を行って開催したいと思います。

それでは、これをもって本日の自転車安全利用促進特別委員会を閉会いたします。

令和2年10月5日  
自転車安全利用促進特別委員会記録署名

委員長 鋪田博紀

署名委員 東 篤

署名委員 小西直樹